

教育課程連携協議会

教育課程連携協議会設置規程（抜粋）

（役 割）

教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（組 織）

協議会に委員を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する教員、その他の職員
- (2) リハビリテーション関連分野医療職若しくは関連団体関係者等
- (3) 地方公共団体の職員若しくは地域の関係者
- (4) 臨床実務実習事業者
- (5) その他学長が必要と認める者

委員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

協議会の委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

（会 議）

協議会は、原則として学期の切り替え時期(9月)及び年度末(3月)に開催するものとする。また、委員の要請等により適宜開催することができる。

協議会議事録は保管のうえ学長に報告し、必要に応じ教授会他に文書または口頭にて報告するものとする。

< 構成員 >

令和4年4月1日現在

番号	構成員 区分 (専門職大学設置基準 該当条項等)	氏 名	現所属及び役職名
1	教職員 (第11条第2項第1号)	平松 真奈美	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部リハビリテーション学科 作業療法学専攻 講師
2	教職員 (第11条第2項第1号)	稲岡 忠勝	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部リハビリテーション学科 理学療法学専攻 専攻長 准教授
3	教職員 (第11条第2項第1号)	足立 一	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部リハビリテーション学科 作業療法学専攻 専攻長 准教授
4	教職員 (第11条第2項第1号)	石川 裕治	高知リハビリテーション専門職大学 リハビリテーション学部リハビリテーション学科 言語聴覚学専攻 専攻長 准教授
5	職業 (第11条第2項第2号)	和田 譲	公益社団法人 高知県理学療法士協会理事 (医) 五月会 須崎くろしお病院 リハビリテーション部 部長
6	職業 (第11条第2項第2号)	杉本 徹	一般社団法人高知県作業療法士 会地域包括推進部 地域ケア班長 (医) 恕泉会 リハビリテーション病院 すこやかな杜 リハビリテーション科長
7	職業 (第11条第2項第2号)	矢野 和美	高知県言語聴覚士会理事 (医) 近森会 近森リハビリテーション 病院 言語療法科 科長
8	地域 (第11条第2項第3号)	中平 勝也	土佐市 長寿政策課 課長
9	地域 (第11条第2項第3号)	合田 聖子	土佐市 健康づくり課 課長
10	協力 (第11条第2項第4号)	近藤 真一	(医) 防治会 きんろう病院 院長
11	その他 (第11条第2項第5号)	中内 一臣	土佐市教育長